

高齢者の各種制度



介護予防のために

小金井さくら体操 自主グループ

市のご当地体操である「小金井さくら体操」と筋力強化のための「せらばん体操」を実施します。

市内在住の65歳以上の方※会場により、条件が異なります。年間千円程度（保険代）
介護福祉課包括支援係、各地域包括支援センター

介護支援ボランティア ポイント事業

高齢者がボランティア活動を行うことにより、介護予防推進や生きがいづくりなどを

市では、高齢者や家族の方のさまざまなご相談に応じるほか、介護予防や地域の見守り事業を行っています。各事業は、原則として65歳以上の方を対象としていますが、65歳未満の方でも利用できる制度もあります。

詳しくは、介護福祉課（市役所第二庁舎2階）ほかで配布している「高齢者福祉のしおり」「あったかいね介護保険」をご確認ください。各問合先の電話番号は、6面をご覧ください。

介護する家族のために

家族介護教室

適切な介護知識・技術を習得するための教室を開催しま

目的とした事業です。介護保険施設などでボランティア活動実績に応じて、スタンプが取得できます。取得したスタンプは、年間最大5千円分的小金井さくらポイントに交換できます。
市内在住の要介護認定等を受けていない65歳以上の方
参加方法 法商工会窓口で登録申請を行っていただき、登録申請についてII商工会、事業に係

家族介護継続支援

対要介護高齢者を介護する家族の方等
実施団体・岡桜町高齢者在宅サービスセンター、本町高齢者在宅サービスセンター、中町高齢者在宅サービスセンター、小金井あんず苑

相談・生活支援

やすらぎ支援（認知症高齢者家族支援）

支援ボランティアが話し相手、声かけ等の援助を行います。

権利擁護センター

高齢者や障がいのある方が、地域で安心した生活をしていくために、消費者被害や成年後見制度利用、法律問題などの相談を受け付けています。また、認知症の高齢者や

高齢者地域福祉ネットワーク（民生委員による地域の見守り）

精神に障がいのある方などの日常生活を援助するため、有料で福祉サービスの利用支援や金銭管理、書類預かりなどを行っています。

徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊のある高齢者が発信器を携帯し、居場所が不明であるときに、介護者が委託事業者に高齢者の位置を問い合わせ、保護を図ります。

介護職員初任者研修受講費用の助成

介護職員初任者研修を修了し、一定要件を満たす方に受講料等の一部を助成します。
申請期限・対次のいずれか

高齢者特別生活援助

衣類の入れ替え、大掃除、大型家具の移動、照明器具の交換等を援助します。
年2回利用でき、1回2時間を限度に作業員2人を派遣し、援助します。



自立支援・日常生活用具の給付

①腰掛便座、入浴補助用具、手すり、スロープ（基準額は年10万円まで）②シルバークーラー（基準額1万5千円）、一本つえ（基準額4千300円）

特別短期生活介護（緊急ショートステイ）

介護が必要にもかかわらず、介護者の急病、事故、災害、葬儀、その他の緊急を要する理由で介護ができないときに、一時的に施設で介護します。（原則、1回7日以内）

住宅改修の助成

①住宅改修予防給付手すりの取り付け、床段差の解消、床材の変更、扉の取り替え、便器の取り替え等
②住宅設備改修給付浴槽、流し、洗面台の取り替え、便器の洋式化等
要介護認定で①は「非該当」、②は「非該当、要支援または要介護」と認定された高齢者で、身体的理由で住宅改修が必要と認められる虚弱な方
助成限度額の10%または20%（市民税非課税世帯は3%）※助成限度額（①1家屋20万円②1家屋37万9千円）を超える部分は、利用者負担となります
介護福祉課、各地域包括支援

寝具乾燥

寝具乾燥（敷き布団2枚、掛け布団1枚、毛布1枚）を、月1回無料でを行います。



車いすの貸し出し

市内在住で次の要件をすべて満たす方（詳細はお問い合わせください）
▽要介護認定で要介護1以下の方
▽他の制度で車いすの利用ができない方
貸出期間1回につき1か月以内、年度内3回まで（継続利用はできません）
¥1回700円
社会福祉協議会



おむつサービス

業者を通して、紙おむつや尿取りパット（月8千円以内）を無料で配付します。

6面へ続く